

産前産後期間の届出をすると...

4カ月分(およそ6万8千円)※の国民年金保険料の納付が免除され、 納付したものとして年金額に反映されます!



※多胎妊娠の方は6カ月分(およそ10万円)

対象となる方・受付期間

- 平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者(自営業、学生、無職等)の方が届出の対象です。
 - ◆ 妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産を含みます)。
 - ◆ 第2号被保険者(会社などに勤務する厚生年金保険の被保険者・共済組合員)および第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)の方は、国民年金産前産後免除の届出の対象ではありません。
- 出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

国民年金保険料の納付が免除される期間

- 届出をすると、**出産予定月(または出産月)の前月から4カ月分の国民年金保険料が納付されたことになります(将来の年金受給額は減りません)。**

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	1カ月後	2カ月後	3カ月後	
単胎の方			出産予定月※1				※1 届出が出産後の場合「出産月」
多胎の方※2			出産予定月※1				※2 多胎の場合は出産予定月(または出産月)の3カ月前から6カ月分となります。

- **すでに該当期間分の保険料を納付されている場合には、該当期間分の保険料を後日お返しします。**
該当期間分の保険料について経済的な理由等により免除・納付猶予を受けている場合も、将来受け取れる年金額が多くなるので、必ず産前産後免除の届出をしてください。
- **産前産後免除期間中も付加保険料(月額400円)を納付することができます。**
付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に「200円×付加保険料を納めた月数」の付加年金が加算されます。

電子申請で手続きの場合

- **マイナポータルから、スマホで24時間365日、簡単に電子申請できます。**
- **マイナポータルから電子申請する場合の必要書類**

◆ 出産予定日(出産日)が確認できる書類

- ▶ 出産前に届出する場合・・・出産予定日が確認できる母子健康手帳等の画像ファイルをアップロード
- ▶ 出産後に届出する場合・・・原則、確認書類の添付が不要 ※1・2

※1 日本年金機構において、マイナンバーを利用して出産日等の確認を行うため、出産後は原則、確認書類の添付を省略できます。
ただし、死産・流産等の方の場合については、出産日等を確認することができないため確認書類の添付が必要です。

※2 出産後間もなく届出した場合、出産日等の確認に時間を要することがあるため、行き違いで文書や電話により保険料の納付をご案内する場合があります。

マイナンバーカードでマイナポータルにログイン
マイナポータル 検索
<https://myrna.go.jp>



届書(紙)による手続きの場合

- お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口や郵送で手続きできます。
- **届書(紙)による場合の必要書類**

◆ 国民年金被保険者関係届書(申出書) ※裏面に必要事項を記入して提出(または郵送)してください。▶▶▶▶

◆ 出産予定日(出産日)が確認できる書類

- ▶ 出産前に届出する場合・・・出産予定日が確認できる母子健康手帳等の確認書類のコピーを添付
- ▶ 出産後に届出する場合・・・原則、確認書類の添付が不要 ※1・2

※1 日本年金機構において、マイナンバーを利用して出産日等の確認を行うため、出産後は原則、確認書類の添付を省略できます。
ただし、死産・流産等の方の場合については、出産日等を確認することができないため確認書類の添付が必要です。

※2 出産後間もなく届出した場合、出産日等の確認に時間を要することがあるため、行き違いで文書や電話により保険料の納付をご案内する場合があります。

◆ マイナンバーカード ※3・4

- ※3 マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下のAおよびBを提示してください。
A. マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写しまたは通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
B. 身元(実存)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど
- ※4 郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの両面コピーを添付してください。
ただし、届書に基礎年金番号を記入する場合は、コピーの添付は必要ありません。

様式コード			
4	1	0	0



国民年金被保険者関係届書（産前産後免除該当届）

市区町村長 日本年金機構理事長 あて		令和 年 月 日
以下のとおり届け出（申し出）ます。		
氏 名：		
被保険者 との続柄	1. 本人 2. その他（ ）	

市区町村	日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)					② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日
	③ 氏名 (フリガナ)					④ 性別	② 女性			
	⑤ 郵便番号					⑥ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他			
	⑦ 住所									
	⑧ 国籍 (外国籍の方のみ)					⑨ 外国人通称名 (住民票上の通称)	(フリガナ)			

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

B. 届出（申出）事項	⑩届書種類・番号	⑪該当・申出年月日／出産（予定）日	⑫理由等
	資格取得届	1 平成 令和 年 月 日	0. 20歳到達（学生） 1. 資格取得届出もれ 2. 20歳到達 3. 厚生年金（共済含む）からの移行 4. 任意加入の申出 5. その他 10. 中国残留邦人等 11. 外国からの転入
	国民年金第1号被保険者へ切り替わる場合は、○で囲み必要事項を記入してください。※1		
	付加保険料 納付・辞退申出	6 平成 令和 年 月 日	1. 納付の申出 2. 納付辞退の申出 3. 農業者年金の資格取得 4. 農業者年金の資格喪失
	付加保険料の納付を希望する場合は、○で囲み申出年月日を記入の上、「1.納付の申出」に○を付けてください。※2		
単胎か多胎かどちらかに○を付けてください。			
出産前に提出する場合は出産予定日、出産後に提出する場合は出産日をご記入ください。			
産前産後免除 該当届	⑭ 平成 令和 年 月 日	単胎・多胎の別	1. 単胎 2. 多胎
備考			

【記入上の注意点】

・最上部の署名欄、A.被保険者欄、B.届出（申出）事項の「産前産後免除該当届」欄は必ずご記入ください。

※1…会社を退職し、厚生年金保険から国民年金第1号被保険者へ切り替わる場合は、該当年月日欄に退職日の翌日をご記入の上、⑫理由等欄の「3. 厚生年金（共済含む）からの移行」を○で囲んでください。

※2…付加保険料の納付は、申し込みした月分からとなります。なお、国民年金基金へご加入の方は付加保険料を申し込めません。

産前産後免除該当届の提出に必要な書類や提出場所については表面をご確認ください。

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄		⑭納付書関連	
		作成不要	1
		早期送付	2